

# 特定非課税管理勘定（NISA）における 整理銘柄・監理銘柄の取扱いについて

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているものは、特定非課税管理勘定に受け入れることができません。

買付注文後に整理銘柄・監理銘柄となった場合、弊社においては当該買付注文を取消させていただきます。

何卒ご理解を宜しくお願いいたします。